

令和6年度 公文書開示状況（2月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
1	R6. 12. 5	R7. 2. 3	令和 7 年度東京都予算に係る要望（令和6年10月28日）	406	1																港湾局 臨海開発部 海上公園課	
2	R6. 12. 5	R7. 2. 3	・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 起案書、原議 ・ 令和 5 年度 海上公園水景施設検討委託 起案書、原議 ・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 海上公園水景施設実施設計 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その 2）起案書、原議 ・ 会議等議事要旨記録票（東京港における新たなランドマークの設置について）（令和 4 年 12 月 26 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園噴水整備について）（令和 5 年 12 月 1 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園への噴水の設置）（令和 6 年 5 月 9 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和 6 年 7 月 8 日） ・ 会議等議事要旨記録票（ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和 6 年 9 月 4 日） ・ ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和 6 年 11 月 5 日）	5		1						1	1	1	1	1				主な不開示部分と不開示理由 ・ 個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・ 今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 7 条 5 号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号） ・ 契約にかかる都の予定価格 条例第 7 条第 6 号に該当 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 臨海開発部 海上公園課	
3	R6. 12. 6	R7. 2. 4	会議等議事要旨記録票（お台場噴水イベントについて） （令和 4 年 9 月 22 日）	5	1																港湾局 臨海開発部 海上公園課	
4	R6. 12. 6	R7. 2. 4	・ お台場海浜公園の噴水イベントにかかわる企画、施設の設置、運営 起案書、原議 ・ TOKYO SPARKL PAGEANT 実施報告書 ・ 会議等議事要旨記録票（噴水について）（令和 4 年 1 月 5 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園噴水イベントの増額について）（令和 4 年 5 月 11 日）	1		1								1	1	1	1	1			主な不開示部分と不開示理由 ・ 個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・ 取引先銀行欄、口座番号欄（民間企業）等 条例第 7 条第 3 号に該当 公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・ 印影 条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容等 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 7 条 5 号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号）	港湾局 臨海開発部 海上公園課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R6. 12. 6	R7. 2. 4	令和 6 年度 海上公園水景施設実施設計 成果物	5		1					1	1	1		1				主な不開示部分と不開示理由 ・個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・印影・安全上配慮が必要な設備機器に関する内容 条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため ・今後の事業者の事業活動、及び都の検討・整備に影響のある事業者からの提案内容 条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（第 7 条 3 号） 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号）	港湾局 臨海開発部 海上公園課
6	R7. 1. 30	R7. 2. 7	令和 2 年度八重根漁港日除け施設改修補足設計 成果品一式	407				1											当該公文書は令和 2 年に取得した 1 年保存の公文書であるため、令和 4 年に廃棄済であり、現在は存在しない。	港湾局 臨海開発部 海上公園課
7	R7. 1. 30	R7. 2. 7	令和元年度八重根漁港日除け施設改修基本及び実施設計 成果品一式	2				1											当該公文書は令和元年に取得した 1 年保存の公文書であるため、令和 3 年に廃棄済であり、現在は存在しない。	港湾局 総務部 企画計理課
8	R7. 1. 28	R7. 2. 10	令和 3 年度大井信号所改修実施設計 上記案件に係る成果品一式	89		1					1	1	1		1				主な不開示部分と不開示理由 ・担当者氏名、生年月日等 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・見積書及び価格ヒアリング 条例第 7 条第 3 号に該当 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・見積比較表における見積者、見積価格、査定率 条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（第 3 号） 今後当局が行う同種の見積において見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第 6 号） ・印影 条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 総務部 企画計理課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
9	R6. 12. 18	R7. 2. 14	・ 予算要求（令和 5 年度要求、令和 6 年度要求） ・ 令和 7 年度東京都予算に係る要望（令和 6 年10月28日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場噴水イベントについて）（令和 4 年 9 月22日）	8	1															港湾局 総務部 総務課	
10	R6. 12. 18	R7. 2. 14	・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 起案書、原議 ・ 令和 5 年度 海上公園水景施設検討委託 起案書、原議 ・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 海上公園水景施設実施設計 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託 起案書、原議 ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その 2）起案書、原議 ・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 成果物 ・ 令和 5 年度 海上公園水景施設検討委託 成果物 ・ 令和 5 年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 成果物 令和 6 年度 海上公園水景施設実施設計 成果物 ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（概要版） ・ 令和 6 年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その 2）（概要版） ・ 会議等議事要旨記録票（東京港における新たなランドマークの設置について）（令和 4 年 12 月 26 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園噴水整備について）（令和 5 年 12 月 1 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園への噴水の設置）（令和 6 年 5 月 9 日） ・ 会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和 6 年 7 月 8 日） ・ 会議等議事要旨記録票（ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和 6 年 9 月 4 日） ・ ODAIBA ファウンテン（仮称）について（令和 6 年11月 5 日） ・ お台場ファウンテン（仮称）整備費 ・ 維持管理経費 ・ お台場海浜公園の噴水イベントにかかわる企画、施設の設置、運営 起案書、原議 ・ TOKYO SPARKL PAGEANT 実施報告書 ・ 会議等議事要旨記録票（噴水について）（令和 4 年 1 月 5 日） ・ 会議等議事由記録票（お台場海浜公園噴水イベントについて）（令和 4 年 5 月11日） ・ お台場噴水について寄せられた意見	16								1	1			1	1			主な不開示部分と不開示理由 ・ 個人を特定できる内容 条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・ 今後の事業者の事業活動、及び都の検討・整備に影響のある事業者からの提案内容 条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（第 7 条 3 号） 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号） ・ 今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 7 条 5 号） 都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第 7 条 6 号） ・ 契約にかかる都の予定価格 条例第 7 条第 6 号に該当 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課